

家計急変世帯向け奨学のための給付金制度のご案内

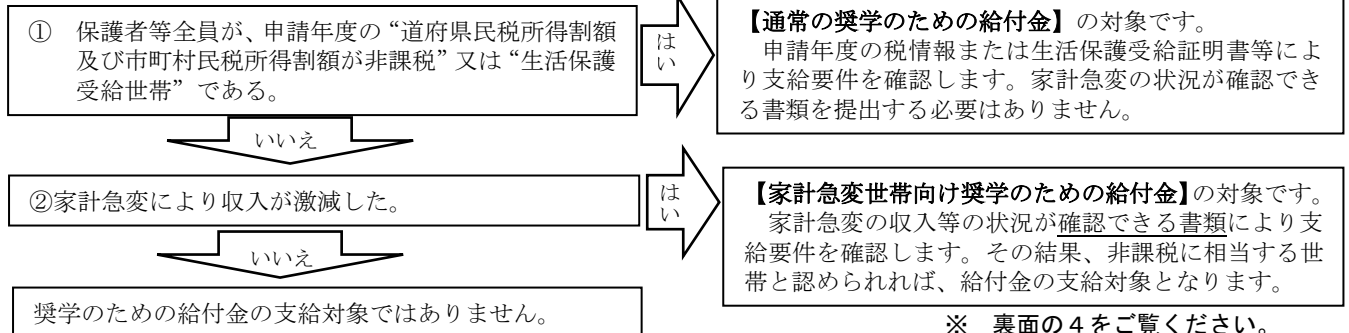
1. 制度の概要

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる世帯に対する、奨学のための給付金の制度がありますが、災害等により家計が急変し、収入が激減した世帯に対して家計急変世帯向け奨学のための給付金が支給されます。この奨学のための給付金は、返還の必要がありません。

<家計急変とは>

保護者等が失職等による収入の減などのため、収入状況が急変して高校生等の教育に必要な経費の支出が困難となった場合を指します。ただし、災害などに起因しない定年退職などの場合は対象外となります。なお、下記「2. 支給要件」を満たす方が対象となります。

<奨学のための給付金確認フローチャート>



2. 支給要件

基準日時点で以下の全てに該当する場合、支給対象となります。

申請年度の7月1日までに家計が急変した場合は、7月1日が基準日となり、申請年度の7月2日以降に家計が急変した場合は、申請のあった月の翌月（ただし、家計急変した日が申請のあった月の初日であるときは、申請のあった月）の1日が基準日となります。

- 高等学校等就学支援金などの各支援金の受給資格要件を満たす者であること。
※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等は除く）が措置されている生徒の場合、支給対象外
- 保護者等が茨城県に在住していること。
- 家計急変後の保護者等の世帯が、「道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯」であること。

・非課税に相当すると認められる世帯の目安

保護者等全員の家計急変後の1年間の年収見込額を推計し、支給対象となるか判断します。

世帯構成	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込(目安)	約 204 万円未満	約 221 万円未満	約 271 万円未満	約 321 万円未満

- 基準日に在学していること。
※高校生等が休学している場合の取扱いについてはお問い合わせください。
- 高校生等1人につき、支給回数上限に達していないこと。

3. 支給額【高校生等1人あたり】

① 申請年度の7月1日までに家計が急変し、県が指定する日までに申請した世帯（年額）

区	分	通信制以外	通信制
道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額 が非課税に相当 すると認められる世帯	専攻科以外に通う生徒	143,700円	50,500円
	専攻科に通う生徒	50,500円	

② 申請年度の7月2日以降に家計が急変した世帯

上表の年額に、申請があった日の属する月の翌月（家計急変した日が申請のあった月の初日であるときは、申請のあった月）から申請年度の3月までの月数を乗じて得た額を12で除した金額（円未満切捨）

例…8月10日に家計が急変し、8月末までに申請した場合の支給額（9月1日が認定日）

（9月～3月） → 7ヶ月間 …… $143,700円 \times 7 / 12 = 83,825円$

※ 支給対象者のうち、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度購入が必要である場合は、加算額支給の対象となる可能性がありますので下記までご連絡ください。

4. 家計急変の状況を確認するための書類等について

家計急変の状況を確認し、家計急変発生後1年間の年収見込みを推計するため、以下のような書類の提出が必要です。また、より詳しい状況の確認のため、必要な書類を追加で提出いただく場合があります。

① 奨学給付金に係る家計急変状況申出書

② 家計急変の発生事由を証明する書類

例…離職票、雇用保険受給資格証、解雇通知書、破産宣告通知書 など

③ 家計急変前及び家計急変後の収入が確認できる書類

前収入の確認書類…課税証明書（扶養親族等の記載があるものが望ましい） 等

後収入の確認書類…職場作成の給与支払見込証明書、給与明細書+収入見込申立書 等

※家計急変後1年間の収入見込みが確認できるもの

④ 世帯構成が確認できる書類…世帯構成誓約書 等

その他必要書類がありますので、ホームページを参照いただくか、問合せ先までお電話ください。

5. 支給時期の目安

申請書受付後、2～3か月程度（審査状況により前後する可能性があります）

6. 申請方法 等

該当見込の方は問い合わせ先までご連絡ください。家計急変の状況を確認の上、取得いただく書類等をご案内します。

【問い合わせ・提出先】茨城県教育庁財務課
〒310-8588

TEL：029-301-5169
茨城県水戸市笠原町978番6